

議案第107号

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立二子玉川区民集会所を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立地区会館条例（昭和54年9月世田谷区条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部世田谷区立二子玉川区民集会所の項を削る。

別表第3の3の部世田谷区立二子玉川区民集会所の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。